

川俣町長

令和8年度川俣町職員(資格免許職)採用候補者試験を次により行います。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	社会福祉士
採用予定人員	1名

2 受験資格

社会福祉士

昭和51年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有する者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者。
- ② 禁錮以上(令和7年6月1日以降は拘禁刑)の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ③ 川俣町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3 試験の方法

小論文及び面接試験

4 資格調査

受験資格を満たしているか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日・場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
小論文 面接試験	令和8年5月13日(水)	受付 8:30~8:40 小論文 8:50~9:50 面接試験 10:00~12:00	川俣町役場 福島県伊達郡川俣町 字五百田30	川俣町役場掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者に通知します。

6 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 社会福祉士の資格を取得し保有していない場合には、採用されません。
- (3) 初任給は、川俣町の給料表によりますが、この他通勤手当・超過勤務手当・期末・勤勉手当等が各支給要件に応じて支給されます。

7 受験手続き及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は川俣町役場総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「試験申込用紙請求(社会福祉士)」と明記してください。また、返信用として140円切手を貼った宛名明記の封筒(角形2号)を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、川俣町役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に赤で「社会福祉士試験申込」と明記し、必ず簡易書留にて送付してください。また、返信用として110円切手を貼った宛名明記の封筒(長形3号)を必ず同封してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って、受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真を貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

令和8年4月6日(月)から令和8年4月28日(火)まで(執務時間中に限ります。)

郵便による提出の場合は、令和8年4月28日(火)までの到着分のものに限り受け付けます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、川俣町個人情報保護条例第17条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証等)を持参のうえ、川俣町役場総務課までおいでください。

9 その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆またはシャープペンと消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 第1次試験会場に車でお越しの際には、会場駐車場をご利用ください。
- (3) この試験に関し不明な点は、川俣町役場総務課「総務係」(電話024-566-2111)に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長形3号)を必ず同封してください。
- (4) 提出していただいた書類は一切返却いたしません。